

東南アジア史学会会報

1999年10月

第71号

目次

1999年度春季会員総会摘録	(1)
第17期第3回委員会摘録	(2)
1998年度会計決算報告	(5)

第61回研究大会報告

自由研究発表要旨

ベトナム労働党の外交闘争(1968-1969)	遠藤聰(8)
初期ラタナコーン朝(1782-1854)タイにおける支配者層の対清関係観.. 増田えりか(8)	
ムスリム女性の行動規範と教育をめぐる解釈と論争－蘭領東インド・ミナンカバウの 1910年－1930年代－	服部美奈(9)
ビルマ独立期のカレン民族運動－“a separate state”をめぐる政治－	池田一人(10)
フィリピンの国民形成の一側面－憲法制定議会(1934-35)の言語状況と国語制定議論－	内山史子(11)

シンポジウム報告要旨《東南アジア前近代国家と支配空間》

趣旨説明	加藤久美子(12)
シャムをめぐる事例:『北タイ化』あるいは『ラーンナー処分』前史に関する若干の考察	飯島明子(13)
コンバウン朝前期(1752-1824)ビルマにおける支配空間の認識	渡辺佳成(14)
アン・ドゥオン回廊とウドン	北川香子(15)
ベトナム前近代の支配空間と地誌記述－西北山地を中心に－	嶋尾稔(16)

資料・研究短報

アイルランガ王碑文の怪－プララヤは1006年か1016年か－	深見純生(17)
--------------------------------------	----------

地区例会・研究会活動報告	(20)
新入会員・住所変更など	(22)
事務局からのお願い	(28)

東南アジア史学会会報

1999年10月

第71号

目次

1999年度春季会員総会摘録	(1)
第17期第3回委員会摘録	(2)
1998年度会計決算報告	(5)

第61回研究大会報告

自由研究発表要旨

ベトナム労働党の外交闘争(1968-1969)	遠藤聰(8)
初期ラタナコーン朝(1782-1854)タイにおける支配者層の対清関係観.. 増田えりか(8)	
ムスリム女性の行動規範と教育をめぐる解釈と論争－蘭領東インド・ミナンカバウの 1910年－1930年代－	服部美奈(9)
ビルマ独立期のカレン民族運動－“a separate state”をめぐる政治－	池田一人(10)
フィリピンの国民形成の一側面－憲法制定議会(1934-35)の言語状況と国語制定議論－	内山史子(11)

シンポジウム報告要旨《東南アジア前近代国家と支配空間》

趣旨説明	加藤久美子(12)
シャムをめぐる事例:『北タイ化』あるいは『ラーンナー処分』前史に関する若干の考察	飯島明子(13)
コンバウン朝前期(1752-1824)ビルマにおける支配空間の認識	渡辺佳成(14)
アン・ドゥオン回廊とウドン	北川香子(15)
ベトナム前近代の支配空間と地誌記述－西北山地を中心に－	嶋尾稔(16)

資料・研究短報

アイルランガ王碑文の怪－プララヤは1006年か1016年か－	深見純生(17)
--------------------------------------	----------

地区例会・研究会活動報告	(20)
新入会員・住所変更など	(22)
事務局からのお願い	(28)

1999年度春季会員総会摘録

1999年度春季会員総会は、6月6日に大橋厚子会員を議長として、東京大学で行なわれた。総会の冒頭、3月9日に逝去された和田久徳元会長を悼み、全員で黙祷を捧げた。

1 報告事項

①根本総務委員

- ・委員の交代について。黒田情報化委員が、長期海外出張のため辞任した。後任を林謙一郎会員に委嘱した。また澤田総務委員が、長期海外出張のため辞任の予定である。後任を西井涼子会員に委嘱する予定である。
- ・会報70号を発行した。会報所載の「1998年度秋季会員総会摘録」「第17期第2回委員会摘録」を議事録とする。
- ・6月4日現在の会員数は542名である。
- ・大会で使用する、横断幕・立て看板用紙を新しく作成した。
- ・会員名簿の作成作業に入った。今秋発行予定である。
- ・第18期日本学術会議学術研究団体登録の申請を終えた。
- ・出版社著作権協議会から、平成7・8年度分の複写使用料分配金として、65,000円が入金される。
- ・次期会長選挙の日程が決まった。10月31日に投票を締切り、11月5日に開票する。選挙管理委員長を鈴木恒之会員にお願いした。

②弘末編集委員

- ・会誌28号を発行した。
- ・会誌の「編集後記」において、文献目録に採録できなかった文献を学会ホームページに掲載したと記したが、実際には掲載できなかった。不手際をおわびする。なお、今後も、目録未採録の文献をホームページに掲載することはしない。ただし今回採録できなかった文献について知りたいことがあれば、編集委員に照会してほしい。
- ・会誌29号への投稿を受けつけている。

③伊東大会委員

- ・今大会について。自由研究発表は3月15日に応募を締め切った。7本の応募があり5本を採用した。シンポジウムについては、プレシンポジウムの開催、メーリングリストの利用によって、内容の周知をはかった。
- ・今後は報告・質疑応答時間の配分など報告の形式を再検討する予定である。大学院生だけでなく、中堅・年長の会員からも応募を期待する。

④青山学術情報化委員

- ・学術情報センターの電子図書館サービス(NACSIS-ELS)への会報掲載について。学術情報センターと覚書きをとりかわした。利用にあたっては申請が必要である。
- ・学会メーリングリストの管理者交代について。現管理者の澤田委員が長期海外出張のため、後任を根本委員がつとめる。利用者への影響はない。

・データベース科研について。科研費交付が内定した。これは、学会内の「東南アジア史学会情報化推進委員会」が中心となって、会誌6号から28号に掲載された文献目録の電子化を行なうものである。将来はNACSISのサイトを通じて閲覧できる。

⑤加藤涉外・学術情報委員

・メーリングリストを通じて奨学金情報を流しているので利用してほしい。
・タイ研究国際会議(アムステルダム。99年7月)、東南アジア国際歴史会議(ペナン。99年7月)が開催予定である。またIAHAは、2000年8月にコタキナバルで開催される予定である。

⑥各地区委員

・例会の開催状況について報告。

2 審議事項

①1998年度会計決算報告。(高田会計委員・坪井会計監査委員)

・1998年度の決算について「1998年度会計決算報告(一般)」(会計監査済み)にもとづいて説明。→承認された。
・1998年度の決算(基金)について「1998年度会計決算報告(一般)」(会計監査済み)にもとづいて説明。→承認された。

②次回大会について(古田大会委員)

・次回大会は、12月4・5日に愛知大学において伊東利勝会員を大会準備委員長として行なわれる。シンポジウムは、19世紀後半から20世紀前半にかけての、国家による人の把握にかかる内容で実施したい。→承認された。

③研究助成金の使途について(高田会計委員)

・基金に余裕があるため、現行の1万円もしくは2万円の一括支給を、交通費の実費支給に切替えたい。支給対象者は、定職のない者を原則とし(学術振興会特別研究員PD,DCをのぞく)、支給額は陸路・空路とも合理的な経路にもとづく最低運賃とする。支給についての最終的な査定は、会計委員が行なう。→承認された。

(事務局より:この件については本誌「事務局からのお知らせ」もご参照ください)

第17期第3回委員会摘録

第17期第3回委員会は、6月5・6日の両日、東京大学において開催された。以下はその摘録である。

出席:青山亭・池端雪浦・石井米雄・伊東利勝・岩井美佐紀・岩城高広・加藤久美子・加藤剛・菊池陽子・小泉順子・斎藤照子・澤田英夫・清水政明・鈴木恒之・高田洋子・田村慶子・坪井善明・根本敬・林謙一郎・弘末雅士・古田元夫・八尾隆生

欠席:足立明・倉沢愛子・小林寧子・山本達郎

5日のみ欠席:植村泰夫・桃木至朗

1 会長あいさつ

- ・委員の交代について。黒田情報化委員が、長期海外出張のため辞任した。後任を林謙一郎会員に委嘱した。また、澤田総務委員が、長期海外出張のため辞任の予定である。後任を西井涼子会員に委嘱する予定である。
- ・和田久徳元会長が3月9日に逝去された。学会の規定にもとづき、供花と弔電をお送りした。

2 報告事項

①根本総務委員

- ・会報70号を発行した。会報所載の「1998年度秋季会員総会摘録」「第17期第2回委員会摘録」を議事録とする。
- ・6月4日現在の会員数は542名である。
- ・大会で使用する、横断幕・立て看板用紙を新しく作成した。
- ・会員名簿の作成作業に入った。
- ・第18期日本学術会議学術研究団体登録の申請を終えた。
- ・出版社著作権協議会から、平成7・8年度分の複写使用料分配金として、65,000円が6月10日に入金される。
- ・次期会長選挙の日程が決まった。10月31日に投票を締切り、11月5日に開票する。選挙管理委員長を鈴木恒之会員にお願いした。

②高田会計委員・坪井会計監査委員

- ・1998年度の決算について説明(会計監査済み)。
- ・1998年度の決算(基金)について説明(会計監査済み)。
- ・1999年度の収支見込みについて説明。

③弘末編集委員

- ・会誌28号を発行した。
- ・会誌の「編集後記」において、文献目録に採録できなかった文献を学会ホームページに掲載したと記したが、実際には掲載されていない。これは、委員会で審議のうえ、ホームページ上で利用できる体制を整備したい、という趣旨であった。不手際をお詫びする。
- ・会誌29号への投稿を受けつけている。

④加藤大会委員

- ・今大会の自由研究発表について。7本の応募があり、5本を採用した。
- ・今大会のシンポジウムについて。3月はじめにプレシンポを開催した。その後、趣旨説明と報告要旨を、自由研究発表の要旨とともに、メーリングリスト、学会ホームページに掲載し、内容の周知をはかった。

⑤青山情報化委員

- ・学術情報センターの電子図書館サービス(NACSIS-ELS)への会報掲載について。学術情報センターと覚え書きをかわした。利用にあたっては申請が必要である。
- ・学会メーリングリストの管理者交代について。現管理者の澤田委員が長期海外出張のた

め、後任を根本委員がつとめる。利用者への影響はない。

- ・来期、事務局が移動するため、あたらしいサーバーを探している。
- ・非会員はメーリングリストに加入できない。加入希望者は入会手続きをとってもらいたい。
- ・データベース科研について。科研費交付が内定した。これは、会誌の東南アジア関係文献目録を電子化し、NACSISのサイトで公開する。閲覧・検索が可能である。

⑥加藤涉外・学術情報委員

- ・メーリングリストを通じて、奨学金情報などを配信している。メーリングリストにアクセスできない学生へも情報を伝えてほしい。
- ・第16回IAHAが、2000年8月にコタキナバルで開催予定である。

⑦石井涉外・学術情報委員

- ・SEASREP では、東南アジアの8大学が参加して、東南アジア研究の促進をはかっている。冊子を刊行しているので、希望者はアクセスしてほしい。

⑧各地区委員

- ・例会の開催状況について報告。
- ・関西地区では、4月に250回記念例会を岡山で開催した。

3 審議事項

①次回大会について(根本総務委員)

- ・12月4・5日、愛知大学(豊橋市)において、伊東利勝会員を大会準備委員長として開催予定である。→承認された。
- ・シンポジウムのテーマについて(古田大会委員)。今大会のシンポジウムの延長として、19世紀後半から20世紀前半にいたる国家による「人の把握」(センサスなど)に関するテーマで実施したい。→承認された。

②次々回の大会会場について(池端会長)

- ・2000年6月の大会を、立教大学で実施したい。→弘末雅士会員を大会準備委員長として開催する方向で検討することになった。

③研究助成金の大学院生への支給について(高田会計委員)

- ・基金に余裕があるため、現行の1万円もしくは2万円の一括支給をやめ、交通費の実費支給に切替えたい。→支給対象者や支給基準について検討した。支給対象者は、定職のない者を原則とし(学術振興会特別研究員PD,DCをのぞく)、支給額は陸路・空路とも合理的な経路にもとづく最低運賃とする。支給についての最終的な査定は、会計委員が行なうことになった。なお、会計委員がこの件についての覚え書きを作成し、基金に関する規定の改正にむけて準備を行なうことになった。

④会員名簿作成について(根本総務委員)

・名簿作成の準備に入った。前の名簿の体裁を踏襲したいが、意見をうかがいたい。→データを電子化し、会員の異動についての問合わせに情報化委員が答えられるような体制はできないか、との意見がだされた。しかし、プライバシー保護の問題があり、今後事務局で検討することとなった。

⑤文献目録の処理について(弘末・八尾編集委員)

・会誌28号で採録できなかった文献のデータをどのように利用したらいいか、検討してほしい。→ホームページへの掲載などについて検討した。データの精粗や委員への作業負担が増大する可能性があるため、ホームページへの掲載は見送ることとなった。ただし、今回分については、情報が必要ならば、編集委員に照会してもらう。会誌の編集後記に、ホームページに掲載した、という文面があることについては、会報にお詫び記事を掲載し、未発送の会誌には文面を訂正する旨の紙をはさむこととした。

⑥自由研究発表の募集・選抜方法の改善について(桃木地区委員)

・自由研究発表は、事実上大学院生の発表がほとんどを占めている。中堅・年長の会員にも報告してもらうよう、大会委員が地区委員と連携してほしい。また、大会委員は大会における自由発表の順番にも配慮してほしい。→報告者を院生・有職者に分けることの意味、発表した院生が学会のコア・メンバーになる可能性、また自由研究発表が若手研究者の数少ない発表の場となっていることなどについて議論した。その結果、発表時間を短縮して発表者の数を増やすなど運営上の改善を、大会委員が継続して検討することになった。

⑦議題には、加藤涉外・学術情報委員からの提案が含まれていたが、時間の関係で次回委員会へ持ち越すこととなった。

1998年度会計決算報告

1. 1998年度 東南アジア史学会 会計決算報告(一般)

1998年1月1日～1998年12月31日 第17期会計委員 高田洋子・菊池陽子

I 収入の部	II 支出の部
1. 前年度繰越金 3,459,934	1. 大会関係 438,683 大会準備費 268,503 プレシンポ 170,180
2. 会費 3,003,000 一般 2,381,000 $(7,000 \times 338 + 4,500 \times 2 + 6,000 \times 1)$ 学生 622,000 $(5000 \times 123 + 7,000)$	2. 編集・印刷費 2,213,369 会誌『歴史と文化』編集費 157,080 印刷費 1,591,413

3. 書籍販売	100,080	会報 No.68, No.69 印刷費	464,876
4. 著作権料『歴史と文化』	100,000	3. 郵送費	240,371
5. 書店出店代	20,000	引継文書移動費	2,850
6. 広告費	140,000	大会案内・会報発送	237,521
7. 雜費(看板補償費他)	45,862	4. 事務局経費	131,345
8. 利息	2,069	引継諸費	30,126
郵便局	1,896	事務費	60,719
銀行	173	入力費	40,500
収入合計	6,870,945	5. 慶弔費	5,974
III 残高(次年度繰越)		支出合計	3,029,742
			3,841,203

・会計監査報告

会計簿、預貯金残高記載書類、領収証控帳を点検した結果、誤りのないことを確認いたしました。(1999年1月27日) 会計監査委員 坪井善明 [印]

2. 1998年度 東南アジア史学会 会計決算報告(基金)

1998年1月1日～1998年12月31日 第17期会計委員 高田洋子・菊池陽子

I 収入の部		II 支出の部	
1. 前年度繰越金	5,133,641	(竹内愛)	10,000
		(島上宗子)	10,000
2. 寄付	25,000	(大山亜紀子)	10,000
		(水野明日香)	10,000
3. 利息	11,040	(片岡樹)	10,000
		(山本博之)	10,000
		(荒哲)	20,000
収入合計	5,169,681	支出合計	80,000
III 残高(次年度繰越)			5,089,681

・会計監査報告

会計簿、預貯金残高記載書類、領収証控帳を点検した結果、誤りのないことを確認いたしました。(1999年1月27日) 会計監査委員 坪井善明 [印]

第61回研究大会報告

第61回研究大会は、1999年6月5・6日に、桜井由躬雄会員が大会準備委員長となり、東京大学本郷キャンパスで開催された。1日目には自由研究発表のほか、山本達郎会員による特別講演が行なわれた。2日目にはシンポジウムと会員総会が行なわれた。

プログラム

6月5日(土)

- 開会の辞 大会準備委員長 桜井由躬雄
自由研究発表
ベトナム労働党の外交闘争(1968-1969) 遠藤聰(早稲田大学大学院)
初期ラタナコーシン朝(1782-1854) タイにおける支配者層の対清関係観 増田えりか(東京大学大学院)
ムスリム女性の行動規範と教育をめぐる解釈と論争—蘭領東インド・ミナンカバウ
の1910年～1930年代— 服部美奈(岐阜聖徳学園大学)
ビルマ独立期のカレン民族運動—“a separate state”をめぐる政治— 池田一人(国際基督教大学大学院博士前期課程修了)
フィリピンにおける国民形成の一側面—憲法制定議会(1934-35)の言語状況と国語制定
議論— 内山史子(東京外国语大学大学院)
特別講演
東南アジア史研究の未来像を求めて 山本達郎(日本学士院)

6月6日(日)

- シンポジウム《東南アジア前近代国家と支配空間》
趣旨説明 加藤久美子(名古屋大学)
シャムをめぐる事例:『北タイ化』あるいは『ラーンナー処分』前史に関する若干の考察 ..
コンバウン朝前期ビルマにおける支配空間の認識 渡辺佳成(岡山大学)
アン・ドゥオン回廊とウドン 北川香子(日本学術振興会)
前近代ベトナムの支配空間と地誌記述—西北山地を中心に— 鳩尾稔(慶應義塾大学)
会員総会
コメント1 村井章介(東京大学)
コメント2 深見純生(桃山学院大学)
総合討論
閉会の辞 会長 池端雪浦

自由研究発表要旨 ベトナム労働党の外交闘争(1968-1969)

遠藤聰

ベトナム和平に関する戦争当事者間の争点は、「軍事問題」(米軍の撤退)および「政治問題」(南ベトナムの政治的将来)の解決方法にあった。従来の解釈では、ハノイが両問題の包括的解決、一方ワシントンが分離的解決を指向していたとされている。またパリ協定(1973年1月)の枠組みには、キッシンジャーとレ・ドク・トによる「二者」秘密会談(1970年1月一)での討議が反映されており、本質は両問題の分離的解決にあった。本報告では、1968年および1969年の二時期に行われた「私的会談」に着目することによって、上記解釈の再考を試みた。なお資料に関しては、ベトナム側公刊文献および米国公文書館(ジョンソン・ライブラリー、ニクソン・プロジェクト)所蔵資料を利用した。

パリ「二者」会談開始(1968年5月)後、正式会談が空転したことにより、6月から開始された私的会談が実質的協議の場となった。この私的会談の場で、解放戦線とサイゴンの会談参加問題が討議され、10月にジョンソン大統領が、北爆停止と拡大会談開始の声明を出している。ハノイが私的会談を進めた背景には、第一に米大統領選との関連でワシントンから譲歩を引き出す、第二に北爆停止の実現を「軍事問題」解決への「前提」とする、第三に解放戦線の国際的承認の実現を「政治問題」解決への一応の「決着」とする、という労働党の外交戦略があった。

パリ「四者」会談開始(1969年1月)後の5月および8月に、ハノイとワシントンによる「二者」私的会談が実現し、この図式が1970年以降の秘密会談へと継承されることになった。問題とすべきは、第一にワシントン側が「四者」の枠組みでの私的会談の実現を想定していたのに対し、ハノイ側が「二者」による私的会談の枠組みを主張していたこと、第二にハノイ側が「四者」会談開始前から「政治問題」の解決を優先課題としていなかったことである。ここに、「軍事問題」の優先的解決と「政治問題」の先送り、すなわち両問題の分離という労働党の外交戦略が明らかとなる。

以上の考察から、パリ協定での解決図式(二者による解決、両問題の分離)の前景が、考察期における労働党の外交闘争の中心的課題であったことが理解できた。とすれば、「ベトナム和平」実現可能時期に対する再考、および労働党にとっての解放戦線の「外交的役割」に対する視座が、今後の課題として生じるであろう。

初期ラタナコーシン朝(1782-1854)タイにおける支配者層の対清関係観 増田えりか

前近代タイの対中交渉は、いわゆる朝貢関係の形をとって13世紀末に始まった。その朝貢関係は、19世紀半ばに終わりを告げるまでの間、終始交易と表裏一体の緊密な関係をなしていた。タイの対中ジャンク交易は、とりわけ、18世紀末より著しい発展を遂げ、やがて19世紀初頭に未曾有の規模に達し、当時のタイ王権にとっての最大の財政基盤となったと言われているが、欧米諸国のアジア市場参入を契機に構造的に崩壊を始め、シンガポールを中心とした蒸気船貿易にその役割を取って代わられたことが Sarasin Viraphol, Jennifer

自由研究発表要旨 ベトナム労働党の外交闘争(1968-1969)

遠藤聰

ベトナム和平に関する戦争当事者間の争点は、「軍事問題」(米軍の撤退)および「政治問題」(南ベトナムの政治的将来)の解決方法にあった。従来の解釈では、ハノイが両問題の包括的解決、一方ワシントンが分離的解決を指向していたとされている。またパリ協定(1973年1月)の枠組みには、キッシンジャーとレ・ドク・トによる「二者」秘密会談(1970年1月一)での討議が反映されており、本質は両問題の分離的解決にあった。本報告では、1968年および1969年の二時期に行われた「私的会談」に着目することによって、上記解釈の再考を試みた。なお資料に関しては、ベトナム側公刊文献および米国公文書館(ジョンソン・ライブラリー、ニクソン・プロジェクト)所蔵資料を利用した。

パリ「二者」会談開始(1968年5月)後、正式会談が空転したことにより、6月から開始された私的会談が実質的協議の場となった。この私的会談の場で、解放戦線とサイゴンの会談参加問題が討議され、10月にジョンソン大統領が、北爆停止と拡大会談開始の声明を出している。ハノイが私的会談を進めた背景には、第一に米大統領選との関連でワシントンから譲歩を引き出す、第二に北爆停止の実現を「軍事問題」解決への「前提」とする、第三に解放戦線の国際的承認の実現を「政治問題」解決への一応の「決着」とする、という労働党の外交戦略があった。

パリ「四者」会談開始(1969年1月)後の5月および8月に、ハノイとワシントンによる「二者」私的会談が実現し、この図式が1970年以降の秘密会談へと継承されることになった。問題とすべきは、第一にワシントン側が「四者」の枠組みでの私的会談の実現を想定していたのに対し、ハノイ側が「二者」による私的会談の枠組みを主張していたこと、第二にハノイ側が「四者」会談開始前から「政治問題」の解決を優先課題としていなかったことである。ここに、「軍事問題」の優先的解決と「政治問題」の先送り、すなわち両問題の分離という労働党の外交戦略が明らかとなる。

以上の考察から、パリ協定での解決図式(二者による解決、両問題の分離)の前景が、考察期における労働党の外交闘争の中心的課題であったことが理解できた。とすれば、「ベトナム和平」実現可能時期に対する再考、および労働党にとっての解放戦線の「外交的役割」に対する視座が、今後の課題として生じるであろう。

初期ラタナコーシン朝(1782-1854)タイにおける支配者層の対清関係観 増田えりか

前近代タイの対中交渉は、いわゆる朝貢関係の形をとって13世紀末に始まった。その朝貢関係は、19世紀半ばに終わりを告げるまでの間、終始交易と表裏一体の緊密な関係をなしていた。タイの対中ジャンク交易は、とりわけ、18世紀末より著しい発展を遂げ、やがて19世紀初頭に未曾有の規模に達し、当時のタイ王権にとっての最大の財政基盤となったと言われているが、欧米諸国のアジア市場参入を契機に構造的に崩壊を始め、シンガポールを中心とした蒸気船貿易にその役割を取って代わられたことが Sarasin Viraphol、Jennifer

Cushman らによる研究によって明らかにされてきた。

そんな中で、タイの対清関係における最大の関心事は、商業的利益であり、タイ側は、交易の便宜上、朝貢という形式を守ったに過ぎず、清朝の政治秩序に自らを位置付けることに腐心したことではない、という点が従来強調されてきている。その一方で、初期ラタナコシン朝期のタイにおいて、中国文化の積極的な摂取が行われていたことが Nithi Iaosiwong、吉川利治らによって指摘されているが、当時のタイにおける支配層は、朝貢交易への参加に対しても、中国文化摂取の手段としての価値を見い出していたのではないかと発表者は予測する。

そこで、筆者は、1843年、1852年に派遣されたタイの朝貢使節による供述を中心史料に用い、清朝に派遣されたタイ側使臣の北京、広東における活動を検討することによって、従来殆ど検討されてこなかった、タイ清外交交渉の実態の一端と、対清交渉に直接かかわった人々、また、彼等と利害を共有した支配者層の対清関係観について検討した。

使臣の供述を検討した結果、彼等は、朝貢儀礼に対して大きな関心を寄せていたことが明らかになった。進貢が続けられていた当時のタイにとって、通商の利をあげるための広東を中心とする世界、きらびやかな朝儀に参加し、もの珍しく圧倒されるような見聞を集める場所としての北京という、2つの清朝が存在したというイメージを、発表者は抱くが、後者は、儀礼に対するタイ側の関心を、充分に満たしてくれるという価値を持った場であったのではなかろうか。

また、その一方で、当時のタイにおいて、漢字という東アジアの外交秩序における不可欠の媒体を通さずに、清朝の朝貢秩序に関する事柄が表現されていたことも注目に値する。タイにおいては、清朝の朝貢秩序にとってのキーワードを、タイ語に音訳して用いることによって、それらの語に複数の定義を当てはめ得る可能性が開かれていたといえる。例えば、タイ側の対清国書にたびたび見られる、清帝がタイの国王に対して行うとされた“hong”という語に関しては、清朝側がいう「封」、つまり「冊封」そのものの意味にもとれる一方、單に王として認めてもらう、という意味にも解釈できる。こういったいわば、「準中国語」を使用することによって、タイ王権は、自らの国王としての権威を保ちつつ、一方で、国内の中国人コミュニティーの信用を勝ち得え、また、清朝においては、政治的問題を引き起こすこと無く、交易の利を引き出すことができた、といえよう。

ムスリム女性の行動規範と教育をめぐる解釈と論争 —蘭領東インド・ミナンカバウの1910年－1930年代—

服部美奈

本発表は、ムスリム女性の行動規範と教育をめぐって、1910年－1930年代の蘭領東インド・ミナンカバウでどのような解釈や論争があったのかを、主としてミナンカバウで出版された雑誌やウラマーたちの著作を通して考察することを目的とした。

ミナンカバウは20世紀初頭に始まるイスラーム改革運動が蘭領東インドの他の地域へ浸透する上で重要な役割を果たした地域である。女性をどのように位置づけるのかという問題はイスラーム改革運動のなかで一つの焦点であったが、特に1910年－1930年代はムスリム女性の教育や行動規範についての議論が活発になった。例えば、改革派ウラマーが発刊した『Al-Munir』(Padang, 1911-1915)『Al-Munir al-Manar』(Padangpandjang, 1921-1923)な

Cushman らによる研究によって明らかにされてきた。

そんな中で、タイの対清関係における最大の関心事は、商業的利益であり、タイ側は、交易の便宜上、朝貢という形式を守ったに過ぎず、清朝の政治秩序に自らを位置付けることに腐心したことではない、という点が従来強調されてきている。その一方で、初期ラタナコシン朝期のタイにおいて、中国文化の積極的な摂取が行われていたことが Nithi Iaosiwong、吉川利治らによって指摘されているが、当時のタイにおける支配層は、朝貢交易への参加に対しても、中国文化摂取の手段としての価値を見い出していたのではないかと発表者は予測する。

そこで、筆者は、1843年、1852年に派遣されたタイの朝貢使節による供述を中心史料に用い、清朝に派遣されたタイ側使臣の北京、広東における活動を検討することによって、従来殆ど検討されてこなかった、タイ清外交交渉の実態の一端と、対清交渉に直接かかわった人々、また、彼等と利害を共有した支配者層の対清関係観について検討した。

使臣の供述を検討した結果、彼等は、朝貢儀礼に対して大きな関心を寄せていたことが明らかになった。進貢が続けられていた当時のタイにとって、通商の利をあげるための広東を中心とする世界、きらびやかな朝儀に参加し、もの珍しく圧倒されるような見聞を集める場所としての北京という、2つの清朝が存在したというイメージを、発表者は抱くが、後者は、儀礼に対するタイ側の関心を、充分に満たしてくれるという価値を持った場であったのではなかろうか。

また、その一方で、当時のタイにおいて、漢字という東アジアの外交秩序における不可欠の媒体を通さずに、清朝の朝貢秩序に関する事柄が表現されていたことも注目に値する。タイにおいては、清朝の朝貢秩序にとってのキーワードを、タイ語に音訳して用いることによって、それらの語に複数の定義を当てはめ得る可能性が開かれていたといえる。例えば、タイ側の対清国書にたびたび見られる、清帝がタイの国王に対して行うとされた“hong”という語に関しては、清朝側がいう「封」、つまり「冊封」そのものの意味にもとれる一方、單に王として認めてもらう、という意味にも解釈できる。こういったいわば、「準中国語」を使用することによって、タイ王権は、自らの国王としての権威を保ちつつ、一方で、国内の中国人コミュニティーの信用を勝ち得え、また、清朝においては、政治的問題を引き起こすこと無く、交易の利を引き出すことができた、といえよう。

ムスリム女性の行動規範と教育をめぐる解釈と論争 —蘭領東インド・ミナンカバウの1910年－1930年代—

服部美奈

本発表は、ムスリム女性の行動規範と教育をめぐって、1910年－1930年代の蘭領東インド・ミナンカバウでどのような解釈や論争があったのかを、主としてミナンカバウで出版された雑誌やウラマーたちの著作を通して考察することを目的とした。

ミナンカバウは20世紀初頭に始まるイスラーム改革運動が蘭領東インドの他の地域へ浸透する上で重要な役割を果たした地域である。女性をどのように位置づけるのかという問題はイスラーム改革運動のなかで一つの焦点であったが、特に1910年－1930年代はムスリム女性の教育や行動規範についての議論が活発になった。例えば、改革派ウラマーが発刊した『Al-Munir』(Padang, 1911-1915)『Al-Munir al-Manar』(Padangpandjang, 1921-1923)な

どのイスラーム雑誌やアブドゥル・カリム・アムルッラー(Abdul Karim Amrullah)の著作のなかではそうした議論が盛んになされた。この時期は、オランダ植民地教育のミナンカバウへの浸透と同時に、雑誌の輸入などによってエジプトから直接思想的な影響を受けるようになり、これらの異文化接触が近代と女性の問題をより明確に認識させたと考えられる。女性をめぐる議論は、西洋教育を受けた女性やアダットを再解釈するグループによっても展開された。

ムスリム女性の行動規範と教育をめぐっては、伝統派ウラマーと改革派ウラマーの解釈の相違だけでなく、改革派ウラマーの間にも様々な解釈の相違があった。さらにムハマディヤのように蘭領東インドの広域で活動した組織であれば、それは文化的・社会的な違いによる解釈の相違となって表われた。これらの議論には以下に示す特徴がみられた。

第一に改革派ウラマーによって、イスラームの教義から逸脱した慣習やキタブ・クニンにおける女性の位置づけに対して批判がなされた。例えば雑誌や著作のなかで、結婚・離婚に関わるチンドゥル・ブタなどの慣習や女性の不貞に対する罰則などが批判された。

第二にムスリム女性の高貴さと教育の必要性が強調された。エジプトの改革思想の影響やオランダ植民地教育の浸透とそれへの対抗、様々なキタブ・学派の検討によって、イスラームにおける女性の高貴さの強調やムスリム女性の教育の正当性に対する合意の形成が進んだ。その正当性の根拠となったのは「学問を追及することはすべてのムスリムにとって義務である」「天国は女性の足元にある」などのクルアーンやハディースの章句であった。

しかし第三に、具体的なムスリム女性の行動規範や服装をめぐっては様々な解釈が提起され、もっとも議論となった。論争のなかでは特にアウラット(夫やムフリム以外の男性に見せてはいけない身体の部分)をどう解釈するか、女性が人前で演説したり、ムフリム(夫や親族の男性)の同伴なしに女性が外出することは教義から逸脱しないかなどが論点となつた。例えば、ムハマディヤの女性組織アイシヤは『Soeara 'Aisijjah』のなかでこれらの議論を展開している。また、アブドゥル・カリム・アムルッラーはムスリム女性が人前で演説することに否定的であり、さらにジャワの民族衣装クバヤ・ペンデッを売春婦の服装であると批判した。1930年にブキティンギで開催された第19回ムハマディヤ大会はジャワ以外で開催された初めての大会であったが、女性の会員が人前で演説することが教義から逸脱しないかどうかが問題となつた。

以上にみる解釈と論争は、イスラーム解釈の多様性を示し、またその解釈は個々の社会背景や文化的背景を基盤にしていることを示すものである。しかし、解釈の相違を多様性として許容すること自体はイスラーム改革思想の産物であり、これによりムスリム女性をめぐる議論はより公共性を帯びたものになった。

ビルマ独立期のカレン民族運動－“a separate state”をめぐる政治－

池田一人

ビルマ戦後史の中で、カレンの民族運動は新たな国家樹立を目標とする分離主義の典型として捉えられてきた。その理由のひとつには、ビルマ独立期にカレンが独立国家獲得を運動目標として独立ビルマ参加を拒んでいたと考えられてきたことがあげられる。だがこのようなカレン民族運動観は、国民国家建設との関係性に局限して求められたものであり、その運動の問題性が内在的な視点からは問われていない。

どのイスラーム雑誌やアブドゥル・カリム・アムルッラー(Abdul Karim Amrullah)の著作のなかではそうした議論が盛んになされた。この時期は、オランダ植民地教育のミナンカバウへの浸透と同時に、雑誌の輸入などによってエジプトから直接思想的な影響を受けるようになり、これらの異文化接触が近代と女性の問題をより明確に認識させたと考えられる。女性をめぐる議論は、西洋教育を受けた女性やアダットを再解釈するグループによっても展開された。

ムスリム女性の行動規範と教育をめぐっては、伝統派ウラマーと改革派ウラマーの解釈の相違だけでなく、改革派ウラマーの間にも様々な解釈の相違があった。さらにムハマディヤのように蘭領東インドの広域で活動した組織であれば、それは文化的・社会的な違いによる解釈の相違となって表われた。これらの議論には以下に示す特徴がみられた。

第一に改革派ウラマーによって、イスラームの教義から逸脱した慣習やキタブ・クニンにおける女性の位置づけに対して批判がなされた。例えば雑誌や著作のなかで、結婚・離婚に関わるチンドゥル・ブタなどの慣習や女性の不貞に対する罰則などが批判された。

第二にムスリム女性の高貴さと教育の必要性が強調された。エジプトの改革思想の影響やオランダ植民地教育の浸透とそれへの対抗、様々なキタブ・学派の検討によって、イスラームにおける女性の高貴さの強調やムスリム女性の教育の正当性に対する合意の形成が進んだ。その正当性の根拠となったのは「学問を追及することはすべてのムスリムにとって義務である」「天国は女性の足元にある」などのクルアーンやハディースの章句であった。

しかし第三に、具体的なムスリム女性の行動規範や服装をめぐっては様々な解釈が提起され、もっとも議論となった。論争のなかでは特にアウラット(夫やムフリム以外の男性に見せてはいけない身体の部分)をどう解釈するか、女性が人前で演説したり、ムフリム(夫や親族の男性)の同伴なしに女性が外出することは教義から逸脱しないかなどが論点となつた。例えば、ムハマディヤの女性組織アイシヤは『Soeara 'Aisijjah』のなかでこれらの議論を展開している。また、アブドゥル・カリム・アムルッラーはムスリム女性が人前で演説することに否定的であり、さらにジャワの民族衣装クバヤ・ペンデッを売春婦の服装であると批判した。1930年にブキティンギで開催された第19回ムハマディヤ大会はジャワ以外で開催された初めての大会であったが、女性の会員が人前で演説することが教義から逸脱しないかどうかが問題となつた。

以上にみる解釈と論争は、イスラーム解釈の多様性を示し、またその解釈は個々の社会背景や文化的背景を基盤にしていることを示すものである。しかし、解釈の相違を多様性として許容すること自体はイスラーム改革思想の産物であり、これによりムスリム女性をめぐる議論はより公共性を帯びたものになった。

ビルマ独立期のカレン民族運動－“a separate state”をめぐる政治－

池田一人

ビルマ戦後史の中で、カレンの民族運動は新たな国家樹立を目標とする分離主義の典型として捉えられてきた。その理由のひとつには、ビルマ独立期にカレンが独立国家獲得を運動目標として独立ビルマ参加を拒んでいたと考えられてきたことがあげられる。だがこのようなカレン民族運動観は、国民国家建設との関係性に局限して求められたものであり、その運動の問題性が内在的な視点からは問われていない。

ビルマ独立の過程に宗主国として参与した英國側に残る行政文書を検討すると、カレンを巡る動向の焦点は、それまで画定された領土を持たなかったカレンのためにある種の「郷土」をつくり出すということに収斂していた。多くの場合それは“a separate state”と表現されている。では、独立ビルマの内実が急速に具体化する1947年、カレンは“a separate state”を表明することによって何を達成しようとしたのか。

英國行政文書に現れる“a separate state”が意味したところを主体別・時期別に要約すると、およそ以下のようになる。第一に46年末までは、デルタ地方のキリスト教徒カレン一派が「カレン」の主たる標榜者として、英國植民地体制内のカレン州設立を目指していた。だが第二に、47年前半には、彼らは独立ビルマ内の自治州設立に目標転換し、同時にカレンを自認するカレンニー・サルウイン等の主に辺境地域の諸派が政治的に顕在化し「カレン民族のための住みか」を求めるようになる。第三に47年のビルマ民族側は、カレン諸派を分断のうえ独立ビルマに統合するという意図のもと“a separate state”を語っていた。5月に策定されたAFPFL憲法草案には、カレンを四つに分け別個の法的地位を与える扱いが示され、カレン諸派の反発を招いた。それに対して47年後半には、第四に、少数を除くカレン諸派が独立ビルマ内に設立されるべき自治州の地位と範囲についてはじめて合意するが、アウンサンらの暗殺事件を機に分裂、そして独立に至ることになる。分裂の方向性は、第一にデルタの多数派キリスト教徒と辺境地域のカレンが主流派としてカレン民族の統合に執着し、第二にデルタの少数派キリスト教徒がビルマというより大きな共同体の統合を優先、そして第三にカレンニーがより小さな共同体の保持を指向した、という性格を持っていた。

このように、ビルマ民族側によるカレンための“a separate state”は国民統合の文脈上で語られていたのに対して、多くのカレンにとってそれは民族統合の問題であった。そして、“a separate state”主張に立ち現れるカレン内部の多様性こそが、独立期のその運動にとっての根本的問題であったと言える。

フィリピンの国民形成の一侧面 －憲法制定議会(1934-35)の言語状況と国語制定議論－

内山史子

植民地支配を経験した多くのアジア諸国と同様に、現代フィリピンの国家領域は、スペイン・アメリカと続く植民地支配期に確立された。そのため、独立国家としてフィリピンが第一に直面した課題は、国家の「器」の中に国民を創り出すこと、すなわち国民形成であった。本研究は、フィリピンの国民形成の特徴と問題を、国語の創出という視点から明らかにすることを目指している。

現在、フィリピンの国語は「フィリピノ」と呼ばれる、タガログ語を基礎とした言語である。しかし、主要言語と呼ばれるものだけでも約10言語が存在する状況下で、いまだ国語は国民の共通語とはなり得ていない。また、非タガログ語圏では、自らの民族言語に対する誇りと、国語が持つ政治的・社会文化的「権威性」に対する反感が根強いことも否定出来ない。このような「国語問題」の起源は、現代フィリピン国家制度の基礎となった1935年憲法の規定にまで溯れる。

1934年7月より35年2月までの約半年間、フィリピンでは憲法制定議会が開催され、コモンウェルス政府樹立に先立って、独立へ向けての様々な問題が総ざらいされた。憲法制定議

ビルマ独立の過程に宗主国として参与した英國側に残る行政文書を検討すると、カレンを巡る動向の焦点は、それまで画定された領土を持たなかったカレンのためにある種の「郷土」をつくり出すということに収斂していた。多くの場合それは“a separate state”と表現されている。では、独立ビルマの内実が急速に具体化する1947年、カレンは“a separate state”を表明することによって何を達成しようとしたのか。

英國行政文書に現れる“a separate state”が意味したところを主体別・時期別に要約すると、およそ以下のようになる。第一に46年末までは、デルタ地方のキリスト教徒カレン一派が「カレン」の主たる標榜者として、英國植民地体制内のカレン州設立を目指していた。だが第二に、47年前半には、彼らは独立ビルマ内の自治州設立に目標転換し、同時にカレンを自認するカレンニー・サルウイン等の主に辺境地域の諸派が政治的に顕在化し「カレン民族のための住みか」を求めるようになる。第三に47年のビルマ民族側は、カレン諸派を分断のうえ独立ビルマに統合するという意図のもと“a separate state”を語っていた。5月に策定されたAFPFL憲法草案には、カレンを四つに分け別個の法的地位を与える扱いが示され、カレン諸派の反発を招いた。それに対して47年後半には、第四に、少数を除くカレン諸派が独立ビルマ内に設立されるべき自治州の地位と範囲についてはじめて合意するが、アウンサンらの暗殺事件を機に分裂、そして独立に至ることになる。分裂の方向性は、第一にデルタの多数派キリスト教徒と辺境地域のカレンが主流派としてカレン民族の統合に執着し、第二にデルタの少数派キリスト教徒がビルマというより大きな共同体の統合を優先、そして第三にカレンニーがより小さな共同体の保持を指向した、という性格を持っていた。

このように、ビルマ民族側によるカレンための“a separate state”は国民統合の文脈上で語られていたのに対して、多くのカレンにとってそれは民族統合の問題であった。そして、“a separate state”主張に立ち現れるカレン内部の多様性こそが、独立期のその運動にとっての根本的問題であったと言える。

フィリピンの国民形成の一侧面 －憲法制定議会(1934-35)の言語状況と国語制定議論－

内山史子

植民地支配を経験した多くのアジア諸国と同様に、現代フィリピンの国家領域は、スペイン・アメリカと続く植民地支配期に確立された。そのため、独立国家としてフィリピンが第一に直面した課題は、国家の「器」の中に国民を創り出すこと、すなわち国民形成であった。本研究は、フィリピンの国民形成の特徴と問題を、国語の創出という視点から明らかにすることを目指している。

現在、フィリピンの国語は「フィリピノ」と呼ばれる、タガログ語を基礎とした言語である。しかし、主要言語と呼ばれるものだけでも約10言語が存在する状況下で、いまだ国語は国民の共通語とはなり得ていない。また、非タガログ語圏では、自らの民族言語に対する誇りと、国語が持つ政治的・社会文化的「権威性」に対する反感が根強いことも否定出来ない。このような「国語問題」の起源は、現代フィリピン国家制度の基礎となった1935年憲法の規定にまで溯れる。

1934年7月より35年2月までの約半年間、フィリピンでは憲法制定議会が開催され、コモンウェルス政府樹立に先立って、独立へ向けての様々な問題が総ざらいされた。憲法制定議

会は、国家の大綱である憲法に、「フィリピン諸語の一つに基づいて国語を制定する」ことを定め、タガログ語を基礎とする国語の制定へと道を開いた。しかしながら、そこに至る議論は非常に紛糾し、何語が国語となるかをめぐって激しい論争が繰り広げられたのであった。本研究では、その憲法制定議会における議論を取り上げて、フィリピンの国民形成と国語創出の問題について考察を行った。

概して、フィリピンの国語問題に関する研究は、国語論争の根源を、「地域主義」同士の、あるいは「ナショナリズム」対「地域主義」のぶつかり合いとして論じてきた。しかし、このような二項対立的な問題設定は、フィリピンの国民形成についての硬直的な理解しかもたらさない。より重要なのは、「ナショナリズム」・「地域主義」の内容・性質と、それらの相互関係をいかにとらえるかということなのである。

まず、国語制定をめぐる議論が展開された憲法制定議会とは、いかなる特徴を持つ集団であったのかということを、とくに憲法制定議会議員の構成とその言語状況を通して検討した。すると、憲法制定議会ではスペイン語と英語が共通語であったこと、議員は弁護士資格や政治経験を共有していたことなど、知識人エリートとしての共通性が、世代・母語の相違以上に強く顕われてくる。したがって、国語制定をめぐる議論も、エリートとしての共通性と、各々の地域性の双方に立脚して行われていたと考えねばならないことが明らかになる。

それを踏まえて、何が、どのような理由で問題とされたのかを、言語条項をめぐる憲法制定議会の議論に即して検討した。議論から明らかになったのは、フィリピン国民の「自由」と「統合」を象徴するものとしての国語を持つことは議員に共通する希望であったが、多数のフィリピン諸語の中から一つを選ぶことにより、言語集団間に優劣関係が構造化されることを危惧する者が多かったということである。その一方で、何語を国語として支持するかは、必ずしも議員の出身言語に左右されではいなかった。その理由として、本研究は、知識人エリート集団が地域を超えて形成されてきたこと、その集団には「単一の国語を持つ近代国家」という国家構想が共有されていたこと、その構想では地域性は「国家」の枠組みの一部に収められようとしていたことを提示し、結論とした。

シンポジウム報告要旨

《東南アジア前近代国家と支配空間》

趣旨説明

加藤久美子

このシンポジウムのテーマは、東南アジアの前近代的国家がその支配空間をどのようにとらえていたかということである。

東南アジア前近代的国家論の中では、東南アジア前近代国家の支配空間中には大小様々な自律的政治統合が存在すること、国の中心の力の強弱によって支配空間も伸縮すること、政治統合の中には二つの国に同時に属するものがあったことなどが示されている。だが、これは限られた事例をもとに作られたモデルとしてのものであり、東南アジア前近代諸国家の支配空間を論じるのにどこまで普遍性をもつかは個別事例研究を通して検討されねばならないことであろう。また、前近代という長いタイムスパンの中で、時代の移行に対応

会は、国家の大綱である憲法に、「フィリピン諸語の一つに基づいて国語を制定する」ことを定め、タガログ語を基礎とする国語の制定へと道を開いた。しかしながら、そこに至る議論は非常に紛糾し、何語が国語となるかをめぐって激しい論争が繰り広げられたのであった。本研究では、その憲法制定議会における議論を取り上げて、フィリピンの国民形成と国語創出の問題について考察を行った。

概して、フィリピンの国語問題に関する研究は、国語論争の根源を、「地域主義」同士の、あるいは「ナショナリズム」対「地域主義」のぶつかり合いとして論じてきた。しかし、このような二項対立的な問題設定は、フィリピンの国民形成についての硬直的な理解しかもたらさない。より重要なのは、「ナショナリズム」・「地域主義」の内容・性質と、それらの相互関係をいかにとらえるかということなのである。

まず、国語制定をめぐる議論が展開された憲法制定議会とは、いかなる特徴を持つ集団であったのかということを、とくに憲法制定議会議員の構成とその言語状況を通して検討した。すると、憲法制定議会ではスペイン語と英語が共通語であったこと、議員は弁護士資格や政治経験を共有していたことなど、知識人エリートとしての共通性が、世代・母語の相違以上に強く顕われてくる。したがって、国語制定をめぐる議論も、エリートとしての共通性と、各々の地域性の双方に立脚して行われていたと考えねばならないことが明らかになる。

それを踏まえて、何が、どのような理由で問題とされたのかを、言語条項をめぐる憲法制定議会の議論に即して検討した。議論から明らかになったのは、フィリピン国民の「自由」と「統合」を象徴するものとしての国語を持つことは議員に共通する希望であったが、多数のフィリピン諸語の中から一つを選ぶことにより、言語集団間に優劣関係が構造化されることを危惧する者が多かったということである。その一方で、何語を国語として支持するかは、必ずしも議員の出身言語に左右されではいなかった。その理由として、本研究は、知識人エリート集団が地域を超えて形成されてきたこと、その集団には「単一の国語を持つ近代国家」という国家構想が共有されていたこと、その構想では地域性は「国家」の枠組みの一部に収められようとしていたことを提示し、結論とした。

シンポジウム報告要旨

《東南アジア前近代国家と支配空間》

趣旨説明

加藤久美子

このシンポジウムのテーマは、東南アジアの前近代的国家がその支配空間をどのようにとらえていたかということである。

東南アジア前近代的国家論の中では、東南アジア前近代国家の支配空間中には大小様々な自律的政治統合が存在すること、国の中心の力の強弱によって支配空間も伸縮すること、政治統合の中には二つの国に同時に属するものがあったことなどが示されている。だが、これは限られた事例をもとに作られたモデルとしてのものであり、東南アジア前近代諸国家の支配空間を論じるのにどこまで普遍性をもつかは個別事例研究を通して検討されねばならないことであろう。また、前近代という長いタイムスパンの中で、時代の移行に対応

して支配空間のあり方がどのように変わるかも、今後議論していかねばならない課題といえる。

一方、近代国家形成論の中でも、近代的国家領域に取って代わられたものとしての前近代的支配空間が示されることがある。例えば、小政治統合の集まりである王国の支配空間内にはどの政治統合にも属さないすき間があり、王国と王国の間には回廊があるという指摘が、シャムの事例に即してトンチャイによりなされている。これは、他の東南アジア前近代諸国家を論じる場合にも参考にできるだろう。だが、その際に注意すべきは、前近代と近代との断絶を前提として議論しないことである。前近代における支配空間のあり方の変化が想定される一方、近代的領域国家成立直前(あるいは植民地化される直前)の支配空間のあり方から近代的国家領域のあり方への変化に連続性を考える余地もあるのではないだろうか。

本シンポジウムでは、以上の問題を踏まえ、個別事例の報告に基づいて、主として18-19世紀における前近代国家の支配空間認識について議論する。それは、別の言い方をすれば、前近代国家の支配空間認識という視角で、東南アジア史における18-19世紀がどのような時代であったかを論じる試みでもある。

18-19世紀を取り上げるのは、それが前近代の最期の時期にあたり、前近代の中での変化と近代との「連続」の両者を議論するのに適した時代であるからである。報告事例としては、隣り合う王国同士の境界について具体的に議論できるよう大陸部の諸王国を取り上げる。また、支配空間に関する議論としては支配の実態を問題とすることも考えられるが、本シンポジウムでは支配者の支配空間認識を議論の糸口としたい。それは、詔勅や行政制度の編成に関する文書など、それを論じるための関連史料が比較的よく残っており、王国間の比較がしやすいと考えられるからである。

このシンポジウムの議論を通して、前近代、特に18-19世紀の、大陸東南アジアに存在した諸王国の支配空間認識が明らかにされれば、それを新たな分析視角として大陸東南アジアの歴史を再解釈することが可能となるだろう。

シャムをめぐる事例:『北タイ化』あるいは『ラーンナー処分』前史に関する若干の考察

飯島明子

トンチャイ・ウイニッチャクーンの著、『サイアム・マップト(Siam Mapped)』は、近代的地図作成により「創造」された「ジオ・ボディ(Geo-Body)」を基礎とした「ネーション」言説の形成過程とその効果を論じている。そこで明快に示されているのは、近代シャム国家が喧伝してきた「領土の喪失」言説のアナクロニズムである。遡及的に「領土の喪失」と解釈された歴史過程が、実は近代的国境の全く新たな成立過程に他ならなかったという事実の確認は、近現代シャム(タイ)国家の歴史認識とナショナリズム言説の根幹に抵触する重要な意義をもつ。

トンチャイが前近代的な(「土着の」)地理的空間認識の例を記述するのは、近代的「ジオ・ボディ」との対比においてであり、近代的地図のみがマクロな空間を全体としてかつ地球「面」を構成する部分として認識し概念化するという、「ネーション」にとって欠くべからざ

して支配空間のあり方がどのように変わるかも、今後議論していかねばならない課題といえる。

一方、近代国家形成論の中でも、近代的国家領域に取って代わられたものとしての前近代的支配空間が示されることがある。例えば、小政治統合の集まりである王国の支配空間内にはどの政治統合にも属さないすき間があり、王国と王国の間には回廊があるという指摘が、シャムの事例に即してトンチャイによりなされている。これは、他の東南アジア前近代諸国家を論じる場合にも参考にできるだろう。だが、その際に注意すべきは、前近代と近代との断絶を前提として議論しないことである。前近代における支配空間のあり方の変化が想定される一方、近代的領域国家成立直前(あるいは植民地化される直前)の支配空間のあり方から近代的国家領域のあり方への変化に連続性を考える余地もあるのではないだろうか。

本シンポジウムでは、以上の問題を踏まえ、個別事例の報告に基づいて、主として18-19世紀における前近代国家の支配空間認識について議論する。それは、別の言い方をすれば、前近代国家の支配空間認識という視角で、東南アジア史における18-19世紀がどのような時代であったかを論じる試みでもある。

18-19世紀を取り上げるのは、それが前近代の最期の時期にあたり、前近代の中での変化と近代との「連続」の両者を議論するのに適した時代であるからである。報告事例としては、隣り合う王国同士の境界について具体的に議論できるよう大陸部の諸王国を取り上げる。また、支配空間に関する議論としては支配の実態を問題とすることも考えられるが、本シンポジウムでは支配者の支配空間認識を議論の糸口としたい。それは、詔勅や行政制度の編成に関する文書など、それを論じるための関連史料が比較的よく残っており、王国間の比較がしやすいと考えられるからである。

このシンポジウムの議論を通して、前近代、特に18-19世紀の、大陸東南アジアに存在した諸王国の支配空間認識が明らかにされれば、それを新たな分析視角として大陸東南アジアの歴史を再解釈することが可能となるだろう。

シャムをめぐる事例:『北タイ化』あるいは『ラーンナー処分』前史に関する若干の考察

飯島明子

トンチャイ・ウイニッチャクーンの著、『サイアム・マップト(Siam Mapped)』は、近代的地図作成により「創造」された「ジオ・ボディ(Geo-Body)」を基礎とした「ネーション」言説の形成過程とその効果を論じている。そこで明快に示されているのは、近代シャム国家が喧伝してきた「領土の喪失」言説のアナクロニズムである。遡及的に「領土の喪失」と解釈された歴史過程が、実は近代的国境の全く新たな成立過程に他ならなかったという事実の確認は、近現代シャム(タイ)国家の歴史認識とナショナリズム言説の根幹に抵触する重要な意義をもつ。

トンチャイが前近代的な(「土着の」)地理的空間認識の例を記述するのは、近代的「ジオ・ボディ」との対比においてであり、近代的地図のみがマクロな空間を全体としてかつ地球「面」を構成する部分として認識し概念化するという、「ネーション」にとって欠くべからざ

る機能を有することの指摘が主眼である。これに対し前近代的認識は、それが如何様であれ、単に「もう一つの語り」(another narration)、「地図」はその図解にすぎない。

前近代シャム国家の「語り」を代表するものとしては『三印法典』中のテキストが知られるが、これは必ずしも「支配空間」認識を示すものとは読めない。『三印法典』以降の諸勅令においても同様で、19世紀半ばまでのバンコク王朝の実質的支配が『三印法典』中で4級国とされるチャオプラヤー河デルタ地域を大きく越えなかつたこと、および人的紐帯に依拠した支配原理の表現として理解できよう。しかし19世紀末に成立する近代シャム国家の「ジオ・ボディ」はメコン河とサル温河の流域地帯に及び、バンコク王朝が18世紀末以来プラテーサラート(Prathetsarat 通常「朝貢国」と訳されるが、直訳すれば「王国」であろうか)と呼んだ諸「国」の範域の一部までも領域統治に取り込んだ。今日の「北タイ」地方はそこで取り込まれた地域にあたる。

近代シャム国家の「ジオ・ボディ」の外周すなわち国境は英・仏との接触と交渉を通じて成立した。その過程で問題となったプラテーサラート地帯に関し、初期バンコク王朝の「語り」においては「異民族」地帯と觀念されているだけで、明瞭な空間的認識は見られない。「北タイ」地方は19世紀中のバンコクの史料では一貫して「ラーオ」地域と呼ばれる。この地域へのバンコク王朝の「宗主権者」としての直接的関与は、チークという資源が惹起した問題を原因として、1874年の英インド政府との条約(「第一チェンマイ条約」)を契機に漸く始まるが、1883年の「第二チェンマイ条約」によるさらなる介入を経て、1900年には「西北州」として近代シャム国家の中央集権的領域統治への編入が行われる。それは同じくバンコク王朝から見た「ラーオ」地域であった一帯が「ラオス」として、仏領インドシナ連邦下の行政単位として創出された翌年であった。

現地「北タイ」の支配者は、「第二チェンマイ条約」以降もバンコク政府が締結した条約の拘束性を否定した。シャムとは異なる文字(と「言語」)を用いた「語り」を有した「北タイ」では、シャムの「語り」を進んで読み解く必要はなく、現に支配者たちは独自の外交を「ラーンナー57ムアンの支配者」として対英、対カレン、対ビルマ等に展開していた。このような自律性は、バンコク王朝が英・仏との唯一の交渉相手となって、近代国際社会における主権を確立することにより失われた。

近代シャム国家の領域は概ね19世紀後半の歴史過程の所産であり、それを一元的に統合する「語り」は20世紀に入ってから創られてきた。「領土の喪失」言説に明らかなように、そのような「語り」の特徴の一つは前近代の支配との連續性を主張するところにある。私たちがここで敢えて「連續」を論じるとしたら、その意味は一体何であろうか？

コンバウン朝前期(1752-1824) ビルマにおける支配空間の認識

渡辺佳成

前近代東南アジアの諸王国における支配空間の認識を論じる際に、二つのことが重要な検討課題となる。それぞれの支配者が、自らの支配する領域の広がりをどのようにとらえていたのかという問題と、そこに含まれるさまざまな構成要素をどのような形でひとつのまとまりとして意識し支配しようとしていたのかという問題である。

タンバイア、ウォルタースなどの国家論は、こうした問題に明解な解答を与えてくれると考えられてきた。しかしながら、18世紀後半から19世紀初頭に東南アジア大陸部に出現

る機能を有することの指摘が主眼である。これに対し前近代的認識は、それが如何様であれ、単に「もう一つの語り」(another narration)、「地図」はその図解にすぎない。

前近代シャム国家の「語り」を代表するものとしては『三印法典』中のテキストが知られるが、これは必ずしも「支配空間」認識を示すものとは読めない。『三印法典』以降の諸勅令においても同様で、19世紀半ばまでのバンコク王朝の実質的支配が『三印法典』中で4級国とされるチャオプラヤー河デルタ地域を大きく越えなかつたこと、および人的紐帯に依拠した支配原理の表現として理解できよう。しかし19世紀末に成立する近代シャム国家の「ジオ・ボディ」はメコン河とサル温河の流域地帯に及び、バンコク王朝が18世紀末以来プラテーサラート(Prathetsarat 通常「朝貢国」と訳されるが、直訳すれば「王国」であろうか)と呼んだ諸「国」の範域の一部までも領域統治に取り込んだ。今日の「北タイ」地方はそこで取り込まれた地域にあたる。

近代シャム国家の「ジオ・ボディ」の外周すなわち国境は英・仏との接触と交渉を通じて成立した。その過程で問題となったプラテーサラート地帯に関し、初期バンコク王朝の「語り」においては「異民族」地帯と觀念されているだけで、明瞭な空間的認識は見られない。「北タイ」地方は19世紀中のバンコクの史料では一貫して「ラーオ」地域と呼ばれる。この地域へのバンコク王朝の「宗主権者」としての直接的関与は、チークという資源が惹起した問題を原因として、1874年の英インド政府との条約(「第一チェンマイ条約」)を契機に漸く始まるが、1883年の「第二チェンマイ条約」によるさらなる介入を経て、1900年には「西北州」として近代シャム国家の中央集権的領域統治への編入が行われる。それは同じくバンコク王朝から見た「ラーオ」地域であった一帯が「ラオス」として、仏領インドシナ連邦下の行政単位として創出された翌年であった。

現地「北タイ」の支配者は、「第二チェンマイ条約」以降もバンコク政府が締結した条約の拘束性を否定した。シャムとは異なる文字(と「言語」)を用いた「語り」を有した「北タイ」では、シャムの「語り」を進んで読み解く必要はなく、現に支配者たちは独自の外交を「ラーンナー57ムアンの支配者」として対英、対カレン、対ビルマ等に展開していた。このような自律性は、バンコク王朝が英・仏との唯一の交渉相手となって、近代国際社会における主権を確立することにより失われた。

近代シャム国家の領域は概ね19世紀後半の歴史過程の所産であり、それを一元的に統合する「語り」は20世紀に入ってから創られてきた。「領土の喪失」言説に明らかなように、そのような「語り」の特徴の一つは前近代の支配との連續性を主張するところにある。私たちがここで敢えて「連續」を論じるとしたら、その意味は一体何であろうか？

コンバウン朝前期(1752-1824) ビルマにおける支配空間の認識

渡辺佳成

前近代東南アジアの諸王国における支配空間の認識を論じる際に、二つのことが重要な検討課題となる。それぞれの支配者が、自らの支配する領域の広がりをどのようにとらえていたのかという問題と、そこに含まれるさまざまな構成要素をどのような形でひとつのまとまりとして意識し支配しようとしていたのかという問題である。

タンバイア、ウォルタースなどの国家論は、こうした問題に明解な解答を与えてくれると考えられてきた。しかしながら、18世紀後半から19世紀初頭に東南アジア大陸部に出現

した「大国家」について考えるとき、中核地域、地方、属領、朝貢国からなる王を中心とした支配の同心円が中心の光の強さによって伸縮を繰り返し、周縁は明確な区切りがなく曖昧でぼんやりしたものであるという、単純な図式で理解できるものではないように思える。

本報告では、上述の問題意識を念頭に置きながら、コンバウン朝前期ビルマの支配者が、自らの支配空間について、どのような外枠を意識し、内実として支配しようとしていたのかを、彼らの残した詔勅を主たる史料として、検討を加えてみたい。

そこで明らかになるのは、支配空間の認識が以下に述べるようないくつかのレベルから構成された重層的な構造を持っていたことである。まず、第1に挙げができるのは、王権の正統性と密接に関わる形で主張される「転輪聖王」の概念である。国王は全世界の支配者であるという意識のもとでは、当然のことながら、国家はこの世にひとつしか存在せず、すべての政治的集団はビルマ王の支配下にあるものと認識される。したがって、このレベルの認識では、境界は意識されない。

こうした理想像の主張と同時に、一方では、それが実現不可能であることも十分に認識されていた。そうしたなかで主張されるのが、「小世界」の「諸王の王」としての支配者像である。中国という別の「小世界」との間には両属する政治統合が存在したこと、「国境」を無視するビルマに対してイギリスが抗議するという図式が何度も繰り返されたことなどから判断すれば、コンバウン朝の支配空間の周縁に関する認識は、従来の国家論モデルと符合すると言ってよい。しかしながら、詔勅を詳細に検討していくと、自己の支配空間と他者のそれとを明確に区別する意識が強く窺え、また、中国、イギリスとの間の外交交渉を仔細に検討していくと、国境線の意識の萌芽らしきものも読み取れる。

これらの意識がイギリスという「近代」との出会いの中で新たに生まれたものであるのか、18世紀後半のコンバウン朝という国家の形成の中で芽生えたものであるのかについて検討することが、重要になってくる。その点で興味深いのが、第3のレベルの支配空間に関する認識である。すなわち、税なり役なりの徵収の対象としての支配空間をどのように認識していたかという問題である。そこでは、支配の同心円の議論では間接統治に属すると考えられていたソーブローの諸地域も含めて、ひとつのまとまりとしての認識が窺え、他の区別がより強く意識されていた。また、内部の諸統治単位の管轄範囲が、自然の地形を中心とした明確な指標によって示されていることも明らかになった。したがって、上述の国境線意識の萌芽は、この認識の延長線上に生まれたものであると考えられるのである。

この観点に立てば、コンバウン朝という「くに」は、支配者の意識の上では、伸縮する枠組みを持つという前近代的な国家の要素を残しつつも、明確な外枠を持ちかつ内部空間が一体化するという近代国家の構成要件の一つを備えている国家でもあったと結論づけられる。そして、従来強調されてきた前近代と近代との断絶は、むしろ連續性の視点からとらえ直す必要があるだろうし、また、ヨーロッパによる東南アジアの近代化という議論も再考が必要となるだろう。

アン・ドゥオン回廊とウドン

北川香子

チャンドラーは、ポスト・アンコール期のカンボジアを、「幾つかの門を持つ城壁都市」と表現する。しかし、王朝年代記の記述から明らかになる、アン・ドゥオン以前のカンボジア

した「大国家」について考えるとき、中核地域、地方、属領、朝貢国からなる王を中心とした支配の同心円が中心の光の強さによって伸縮を繰り返し、周縁は明確な区切りがなく曖昧でぼんやりしたものであるという、単純な図式で理解できるものではないように思える。

本報告では、上述の問題意識を念頭に置きながら、コンバウン朝前期ビルマの支配者が、自らの支配空間について、どのような外枠を意識し、内実として支配しようとしていたのかを、彼らの残した詔勅を主たる史料として、検討を加えてみたい。

そこで明らかになるのは、支配空間の認識が以下に述べるようないくつかのレベルから構成された重層的な構造を持っていたことである。まず、第1に挙げができるのは、王権の正統性と密接に関わる形で主張される「転輪聖王」の概念である。国王は全世界の支配者であるという意識のもとでは、当然のことながら、国家はこの世にひとつしか存在せず、すべての政治的集団はビルマ王の支配下にあるものと認識される。したがって、このレベルの認識では、境界は意識されない。

こうした理想像の主張と同時に、一方では、それが実現不可能であることも十分に認識されていた。そうしたなかで主張されるのが、「小世界」の「諸王の王」としての支配者像である。中国という別の「小世界」との間には両属する政治統合が存在したこと、「国境」を無視するビルマに対してイギリスが抗議するという図式が何度も繰り返されたことなどから判断すれば、コンバウン朝の支配空間の周縁に関する認識は、従来の国家論モデルと符合すると言ってよい。しかしながら、詔勅を詳細に検討していくと、自己の支配空間と他者のそれとを明確に区別する意識が強く窺え、また、中国、イギリスとの間の外交交渉を仔細に検討していくと、国境線の意識の萌芽らしきものも読み取れる。

これらの意識がイギリスという「近代」との出会いの中で新たに生まれたものであるのか、18世紀後半のコンバウン朝という国家の形成の中で芽生えたものであるのかについて検討することが、重要になってくる。その点で興味深いのが、第3のレベルの支配空間に関する認識である。すなわち、税なり役なりの徵収の対象としての支配空間をどのように認識していたかという問題である。そこでは、支配の同心円の議論では間接統治に属すると考えられていたソーブローの諸地域も含めて、ひとつのまとまりとしての認識が窺え、他の区別がより強く意識されていた。また、内部の諸統治単位の管轄範囲が、自然の地形を中心とした明確な指標によって示されていることも明らかになった。したがって、上述の国境線意識の萌芽は、この認識の延長線上に生まれたものであると考えられるのである。

この観点に立てば、コンバウン朝という「くに」は、支配者の意識の上では、伸縮する枠組みを持つという前近代的な国家の要素を残しつつも、明確な外枠を持ちかつ内部空間が一体化するという近代国家の構成要件の一つを備えている国家でもあったと結論づけられる。そして、従来強調されてきた前近代と近代との断絶は、むしろ連續性の視点からとらえ直す必要があるだろうし、また、ヨーロッパによる東南アジアの近代化という議論も再考が必要となるだろう。

アン・ドゥオン回廊とウドン

北川香子

チャンドラーは、ポスト・アンコール期のカンボジアを、「幾つかの門を持つ城壁都市」と表現する。しかし、王朝年代記の記述から明らかになる、アン・ドゥオン以前のカンボジア

は、一つの領域としてまとまった国家ではない。少なくとも2つの中心から、外界に向かうネットワークとしてのみ、存在していた。

このネットワークを構成するルートは、地形によって決定されるもので、16世紀以来、以下の6つが確認できる。

1. メコン上流水路—ラオへの道
2. メコン下流水路—南シナ海への道、シャム湾への道、ベトナムへの道
3. トンレサープ水路
4. トンレサープ南西岸陸路—シャムへの道
5. タケオ地方縦断陸路—シャム湾への道
6. シャム湾岸海路—シャムとベトナムを繋ぐ道

以上のルートをネットワークとして束ねる2つの中心の1つは、ルート3.4.5.の要となるトンレサープ西岸のロンヴェークおよびウドンであり、もう1つは、ルート1.2.の要となるメコン河東岸のスレイサントーである。この他、18世紀のシャム湾東岸には、ハーティエンを中心とした華人主宰のネットワークが姿を現わす。

17世紀後半には、ベトナムに支援されたスレイサントーの勢力と、シャムに支援されたウドンの勢力が、プノンペンとその対岸、ロヴィエアエムとチュローイチョンワーで対峙した。17世紀末にスレイサントー勢力が消滅すると、メコン下流水路を制したベトナムは、トンレサープ水系に進出し、18世紀から19世紀前半まで、ポーサットにおいて、トンレサープ南西岸陸路を制するシャム軍と直接対峙する。シャム湾岸では、18世紀後半にはハーティエン勢力が、19世紀前半にはベトナム勢力が、シャム海軍と直接に対峙するようになる。

アン・ドゥオン王は、1840年代前半に、シャム軍にエスコートされて、トンレサープ南西岸陸路経由でカンボジアに帰国した。1845年にウドンで決戦があり、シャムとベトナムの間で和平が成立し、1847年にアン・ドゥオン王が即位する。アン・ドゥオン王の手には、シャム・ベトナムの陸の最前線ポーサット、海の最前線コムポートが残された。

アン・ドゥオン王は16世紀以来のシャム軍の侵入路を、ポーサット—ウドン—コムポート線を主軸とする一つのネットワークに作り変えた。この点で、アン・ドゥオン王の王国再建プランの第一は、メコンに拠らないカンボジアの確保であったと言える。その上で、このポーサット—ウドン—コムポート線は、ウドン—コムポン・ルオンの道、ウドン—プノンペンの道によって、トンレサープ水系、メコン水系に接続される。アン・ドゥオン王は、シャムの政治空間とベトナムの政治空間の間の回廊に、ウドン—コムポートを中心軸とする単一のシステムを作り上げた。

ベトナム前近代の支配空間と地誌記述—西北山地を中心に—

嶋尾稔

ベトナムにおいて、ボーダーラインで仕切られた国土が地図に描かれ、そのかたちを人々が認知し、さらには、それを愛国心の対象と見なす記述が現れるのはおそらく植民地(保護国)体制が確立した20世紀に入ってからのことである(1899年インドシナ地理部、『南国地輿』序文1908年)。タイにおいては、近代的国土をめぐる言説が「領土喪失」の「歴史的記憶」を伴うのに対して、保護国ベトナムの地誌記述では、あるべき国土が歴史的に形成された国土を継承するものとして描かれている。その背景として、他の東南アジア大陸部の諸王

は、一つの領域としてまとまった国家ではない。少なくとも2つの中心から、外界に向かうネットワークとしてのみ、存在していた。

このネットワークを構成するルートは、地形によって決定されるもので、16世紀以来、以下の6つが確認できる。

1. メコン上流水路—ラオへの道
2. メコン下流水路—南シナ海への道、シャム湾への道、ベトナムへの道
3. トンレサープ水路
4. トンレサープ南西岸陸路—シャムへの道
5. タケオ地方縦断陸路—シャム湾への道
6. シャム湾岸海路—シャムとベトナムを繋ぐ道

以上のルートをネットワークとして束ねる2つの中心の1つは、ルート3.4.5.の要となるトンレサープ西岸のロンヴェークおよびウドンであり、もう1つは、ルート1.2.の要となるメコン河東岸のスレイサントーである。この他、18世紀のシャム湾東岸には、ハーティエンを中心とした華人主宰のネットワークが姿を現わす。

17世紀後半には、ベトナムに支援されたスレイサントーの勢力と、シャムに支援されたウドンの勢力が、プノンペンとその対岸、ロヴィエアエムとチュローイチョンワーで対峙した。17世紀末にスレイサントー勢力が消滅すると、メコン下流水路を制したベトナムは、トンレサープ水系に進出し、18世紀から19世紀前半まで、ポーサットにおいて、トンレサープ南西岸陸路を制するシャム軍と直接対峙する。シャム湾岸では、18世紀後半にはハーティエン勢力が、19世紀前半にはベトナム勢力が、シャム海軍と直接に対峙するようになる。

アン・ドゥオン王は、1840年代前半に、シャム軍にエスコートされて、トンレサープ南西岸陸路経由でカンボジアに帰国した。1845年にウドンで決戦があり、シャムとベトナムの間で和平が成立し、1847年にアン・ドゥオン王が即位する。アン・ドゥオン王の手には、シャム・ベトナムの陸の最前線ポーサット、海の最前線コムポートが残された。

アン・ドゥオン王は16世紀以来のシャム軍の侵入路を、ポーサット—ウドン—コムポート線を主軸とする一つのネットワークに作り変えた。この点で、アン・ドゥオン王の王国再建プランの第一は、メコンに拠らないカンボジアの確保であったと言える。その上で、このポーサット—ウドン—コムポート線は、ウドン—コムポン・ルオンの道、ウドン—プノンペンの道によって、トンレサープ水系、メコン水系に接続される。アン・ドゥオン王は、シャムの政治空間とベトナムの政治空間の間の回廊に、ウドン—コムポートを中心軸とする単一のシステムを作り上げた。

ベトナム前近代の支配空間と地誌記述－西北山地を中心に－

嶋尾稔

ベトナムにおいて、ボーダーラインで仕切られた国土が地図に描かれ、そのかたちを人々が認知し、さらには、それを愛国心の対象と見なす記述が現れるのはおそらく植民地(保護国)体制が確立した20世紀に入ってからのことである(1899年インドシナ地理部、『南国地輿』序文1908年)。タイにおいては、近代的国土をめぐる言説が「領土喪失」の「歴史的記憶」を伴うのに対して、保護国ベトナムの地誌記述では、あるべき国土が歴史的に形成された国土を継承するものとして描かれている。その背景として、他の東南アジア大陸部の諸王

国と異なり、ベトナム王朝が、遅くとも15世紀には、明確な版図の意識を持ち、それを県や州といった行政単位の集合体と認識し、国土に隣接する地方を明確に把握し、地誌や地図に記述してきた点(『洪徳版図』)をすぐに指摘できよう。ここでは、18世紀末から19世紀にかけてベトナムの国土の記述について検討する。

1. 州・県の集合体の外延が拡大し、ほぼ現在の国土と重なるのは、1830年代、阮朝のミンマン帝時代の後半になってからのことである。ミンマン帝は、フエを国土の中心として確定し、長らく分裂していた南北の空間の支配を一元化した。また、国土の視覚化(各地の「絵図」)や実証的な把握(北極高度、風雨尺・寒暑尺)を目指した。1838年に中国古代の禹に倣つて王朝の宝器として九つの鼎を鋳造させたが、これには、北から南までの国土の山川や物産が描かれた。同年、ミンマン帝は、この新たな国土を「大南」と名付けている。1882年によく草稿の完成した『大南一統志』は、この国土の省、州・県を隈無く記述しようとするものであった。

2. 「大南」の隣接地の記述について見ると(1861年『大南一統輿圖』)、中部高原のフロンティアでは隣接する国があいまいである(「蛮洞」)のに対して、西北山地を含む他のフロンティアでは隣接する国に関する意識が明確である(北方では「清國」、西方は「南掌」「暹羅」「高蛮」)。植民地化直後に阮朝が編纂した『大南國疆界彙編』七巻(1886-1888年)にも同様の認識が見られる。

3. 西北山地のシプソンチュータイの地域には、15世紀には州と県が設置されており、18世紀にはベトナム王朝の中国に対する明確な領土的主張も見られる(失地回復要求)。しかし、18世紀末の『興化處風土錄』(1778年)は、西北山地が、州・県の枠組みを形式的に受け入れながらも、実際には輔導とよばれるタイ系の首長層の固有の支配空間であり、ベトナムとは別の地域世界(哀牢)に属することを明確に記述している。ミンマン期に始まった州・県へのベト族官吏の派遣(改土帰流)は、州・県という支配の枠組みの強化を目指したものであったが、1844年にはその弊害が指摘され、1869年には停止されている。1860年代には匪賊層が跋扈する中、白タイ族デオ氏が台頭し、既に南圻を失っていた「大南」の国土は西北山地でも危機を露呈した。1888年、奠辺府(ディエンビエンフー)からタイを追い出したフランスは、パヴィを派遣してデオ氏と結び、シプソンチュータイを獲得する。シプソンチュータイの植民地トンキンへの帰属を決定づけたのは、デオ氏であった。『大南一統志』は、『興化處風土錄』を全面的に引用することによって、国土の周辺の実態を間接的に記述している。

資料・研究短報

アイルランガ王碑文の怪ープララヤは1006年か1016年か――

深見純生

カルカッタの考古学の博物館に19世紀初めのイギリス支配下のジャワからもたらされた一個の大きな石碑があるという。高さは124cm、幅は上部で95cm、下部で86cm、表面には37行34詩節のサンスクリット韻文、裏面には45行のジャワ語散文が刻まれている。アイルランガ王(在位1019~42年)の発したものであり、インドネシア史の叙述ではカルカッタス

国と異なり、ベトナム王朝が、遅くとも15世紀には、明確な版図の意識を持ち、それを県や州といった行政単位の集合体と認識し、国土に隣接する地方を明確に把握し、地誌や地図に記述してきた点(『洪徳版図』)をすぐに指摘できよう。ここでは、18世紀末から19世紀にかけてベトナムの国土の記述について検討する。

1. 州・県の集合体の外延が拡大し、ほぼ現在の国土と重なるのは、1830年代、阮朝のミンマン帝時代の後半になってからのことである。ミンマン帝は、フエを国土の中心として確定し、長らく分裂していた南北の空間の支配を一元化した。また、国土の視覚化(各地の「絵図」)や実証的な把握(北極高度、風雨尺・寒暑尺)を目指した。1838年に中国古代の禹に倣つて王朝の宝器として九つの鼎を鋳造させたが、これには、北から南までの国土の山川や物産が描かれた。同年、ミンマン帝は、この新たな国土を「大南」と名付けている。1882年によく草稿の完成した『大南一統志』は、この国土の省、州・県を隈無く記述しようとするものであった。

2. 「大南」の隣接地の記述について見ると(1861年『大南一統輿圖』)、中部高原のフロンティアでは隣接する国があいまいである(「蛮洞」)のに対して、西北山地を含む他のフロンティアでは隣接する国に関する意識が明確である(北方では「清國」、西方は「南掌」「暹羅」「高蛮」)。植民地化直後に阮朝が編纂した『大南國疆界彙編』七巻(1886-1888年)にも同様の認識が見られる。

3. 西北山地のシプソンチュータイの地域には、15世紀には州と県が設置されており、18世紀にはベトナム王朝の中国に対する明確な領土的主張も見られる(失地回復要求)。しかし、18世紀末の『興化處風土錄』(1778年)は、西北山地が、州・県の枠組みを形式的に受け入れながらも、実際には輔導とよばれるタイ系の首長層の固有の支配空間であり、ベトナムとは別の地域世界(哀牢)に属することを明確に記述している。ミンマン期に始まった州・県へのベト族官吏の派遣(改土帰流)は、州・県という支配の枠組みの強化を目指したものであったが、1844年にはその弊害が指摘され、1869年には停止されている。1860年代には匪賊層が跋扈する中、白タイ族デオ氏が台頭し、既に南圻を失っていた「大南」の国土は西北山地でも危機を露呈した。1888年、奠辺府(ディエンビエンフー)からタイを追い出したフランスは、パヴィを派遣してデオ氏と結び、シプソンチュータイを獲得する。シプソンチュータイの植民地トンキンへの帰属を決定づけたのは、デオ氏であった。『大南一統志』は、『興化處風土錄』を全面的に引用することによって、国土の周辺の実態を間接的に記述している。

資料・研究短報

アイルランガ王碑文の怪ープララヤは1006年か1016年か――

深見純生

カルカッタの考古学の博物館に19世紀初めのイギリス支配下のジャワからもたらされた一個の大きな石碑があるという。高さは124cm、幅は上部で95cm、下部で86cm、表面には37行34詩節のサンスクリット韻文、裏面には45行のジャワ語散文が刻まれている。アイルランガ王(在位1019~42年)の発したものであり、インドネシア史の叙述ではカルカッタス

トーンと呼ばれることが多い。その内容は一言で言えば、イルランガ王がプチャンガンに庵寺を建立する際に、祖先の系譜と自身の事跡を記すものである。我が国ではクロム著有吉巖編訳『インドネシア古代史』の中で扱われているほか、最近では生田滋氏が昨1998年末に刊行された『世界の歴史13 東南アジアの伝統と発展』の中でサンスクリット面を「エルランガ王讃歌」、ジャワ語面を「エルランガ王頌徳碑」と呼んで紹介している。

両碑文は一方が他方の翻訳というのではなく、また時間的に連続するのでもない。一方に書いてあることが他方には記されないことが多く、相補いあってイルランガの生涯をたどる仕組みになっている。なぜこのような構成を取ったのか、様々な事柄をどのような基準で表面と裏面に割り振ったのか、あるいはそもそもどれほどの歴史的事実をどのように反映しているのか等々、疑問は非常に多い。10世紀末から11世紀前半のジャワ史の再構成においてこのイルランガ王碑文が死活的重要性を持つだけに詳細な検討を重ねる必要がある。しかし私は古代ジャワ語もサンスクリットも読めないので、この問題を正面から扱うことができない。ここでは研究動向の一端を紹介し、あわせて私が最近書いたものへの反省を記しておきたい。なお、イルランガはジャワ語面の名前であり、サンスクリット面ではエルランガである。

ここで取り上げるのは、ジャワの王国を瓦解させたプララヤ(大破局)はシャカ暦928(AD1006)年か、938(AD1016)年かという問題である。それはジャワ語面第5行目にあり、ケルンの読みでは「シャカ928年のジャワの島におけるプララヤ(大破局)の時」となっている。サンスクリット面(第14詩節)では都が灰塵に帰したことを述べるが、プララヤの語も紀年もない。ケルンはこの碑文のサンスクリット面のローマ字転写と翻訳を1885年に、ジャワ語面のそれを1913年に発表し、両論文は1917年にケルンの『著作集』第7巻に収められた。いま私が見ているのはこの『著作集』第7巻(83-114頁)である。

ケルンの読みが定説になっていたが、戦後ダメー[1952]がその数字「928」は実は「938」であると読みなおした。さらにドゥ・カスパリスは「イルランガ」と題する、1958年のイルランガ大学教授就任講演のなかで1016年説を支持している[1958: 10-11]。その後は、相変わらず1006年と記される場合もあるが、1016年とするのが定説となっていた。たとえばセデスの英訳『東南アジアのインド化した諸国家』[1968: 144]、古代史の研究入門書であるファン・ナールスン[1977: 59-60]、古代ジャワ文学研究の金字塔と言われるズットミュルデル『カラワン』[1983: 22]、また『ケンブリッジ東南アジア史』[Tarling 1982 II: 178]など、いずれも1016年としている。私もこの説に従ってきた。

ところが今年1999年になって、ドゥ・カスパリスがケルンの読みを支持する意見を提出した。その根拠は3つある。第一に、インドネシア大学文学部所蔵の拓本を再検討したところ、問題の数字は「3」でなく「2」と読むべきだというものである。すなわち、ダメーはケルンが「2」と読んだ文字の下に「曲がり」の存在が認められるので「3」としたのだが、問題の「曲がり」は数字の一部分ではなく石の傷と見るべきであるという。第二に、サンスクリット面(第14~15詩節)によれば、その後イルランガは森に隠棲したが、シャカ932(AD1010)年になって、高位のバラモンたちが来て王位に即いてくれるよう懇請したという(この事情はジャワ語面には書かれていません)。これとの時間的整合性からは1016年ではなく1006年であるべきである。第三点は、プララヤはシュリーヴィジャヤによる攻撃であろうから、シュリーヴィジャヤをめぐる国際関係から言って1016年よりも1006年がよいというものである。この第三点は具体的な史料的根拠のない推測にすぎないが、第一点と第二点は重

大な指摘と言うべきである。なおバラモンたちがイルランガに懇請した年をケルンはシャカ932年とするが、ドゥ・カスパリスはシャカ931年としている。

1006年説と1016年説のどちらが正しいかは、専門家による史料自体に則したさらなる検討の結果を待ちたい。したがって私には現在これ以上論すべきことがないが、一つだけ書き足しておきたい。今年5月末に刊行された池端雪浦編『東南アジア史II 島嶼部』のなかで私は1016年説に基づく叙述をしている。さらに64頁では「一〇一六年のプララヤ(大破局、一〇〇六年説は間違い)」と書いている。この「一〇〇六年説は間違い」という断定的な表現はいずれにせよ不適切なので、できるだけ早い機会に少なくとも「一〇〇六年説もある」とでも訂正したいものだと考えている。

【参照文献】

- 池端雪浦編 1999『東南アジア史II 島嶼部』山川出版社
石澤良昭・生田滋 1998『世界の歴史13 東南アジアの伝統と発展』中央公論社
クロム、N. J. 著 有吉巖編訳 1985『インドネシア古代史』天理教道友社
Casparis, J. G. de 1958: "Airlangga", Universitas Airlangga, 23pp. (Pidato Diutjapkan pada Peresmian Penerimaan Djabatan Guru Besar dalam Mata Pelajaran Sedjarah Indonesia Lama dan Bahasa Sanskerta pada Perguruan Tinggi Pendidikan Guru Universitas Airlangga di Malang Jang Diadakan di Malang pada Hari Saptu Tgl. 26 April 1958)
----- 1999: "Airlangga: The Threshold of the Second Millennium", *IHAS Newsletter*, No.18, p.30.
Coedes, G. 1968: *The Indianized States of Southeast Asia*, Honolulu.
Damais, L.-C. 1952: "Etudes D'epigraphie Indonesienne III. Liste des Principales Inscriptions Datees de l'Indonesie", *BEFEO* 46-1: 1-105.
Kern, H. 1885 & 1913: "De steen van den berg Penanggungan (Surabaya), thans in 't Indian Museum te Calcutta. Met Sanskrit-inscriptie en Oudjavaansche inscriptie van 963 Caka; ter eere van Vorst Er-langga", in H. Kern, *Verspreide Geschriften*, VII(1917): 83-114.
I (1885). (Voorzijde van den steen te Calcutta) Sanskrit-inscriptie ter eere van den Javaanschen Vorst Er-langga.
II (1913). (Achterzijde van den steen te Calcutta) Een Oud-Javaansche steen-inscriptie van Koning Er-langga.
Naerssen, F. H. van and R. C. de Jongh 1977: *The Economic and Administrative History of Early Indonesia*, Brill, Leiden and Koln.
Tarling, N. 1992: *The Cambridge History of Southeast Asia*, 2 vols., Cambridge University Press.
Zoetmulder, P. J. 1983: *Kalangwan: Sastra Jawa Kuno Selayang Pandang*, Jakarta.

地区例会活動状況

関東地区

斎藤照子・岩井美佐紀

関東地区例会は、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所を会場に原則として毎月の最終土曜日に開催している。99年4月以降の活動内容は以下の通りである。参加者は10名-37名で、平均すると22名だった。

99年4月24日

桜井由躬雄(東京大学)・北川香子(学振特別研究員)
「アユタヤの崩壊とハティエン王国」

5月29日

池田一人(国際基督教大学大学院博士前期課程修了)
「ビルマ独立期におけるカレン民族運動－"a separate state"をめぐる政治」

6月26日

野口博史(上智大学)
「米国公文書からみたクメール共和国－1970年から1974年まで」

9月25日

奥平龍二(東京外国語大学)
「ビルマの成文法マヌヂエ・ダマタッにみるバドン王の政治哲学－1782年写本への
「追加規定」挿入の意図－」

中部地区

小林寧子

中部地区では「東南アジア研究会」の名称で、南山大学を会場に例会を開催している。原則的には月の第2土曜日を設定しているが、都合で他の週にずれることもある。参加者は15人から30人程度である。1999年4月以降の活動は以下の通りである。

99年4月10日

泉田英雄(豊橋技術科学大学)
「東南アジアの植民都市の空間」
5月22日
加藤剛(京都大学)

「<開発>という体験－スマトラの村の歴史から－」
6月19日

馬場雄司(三重看護大学)
「住民組織のネットワーク化と文化の再編－北タイ・ナーン県の事例－」
7月20日

山本郁郎(金城大学)・小林寧子(愛知学泉大学)
「インドネシアの民主化と総選挙」

9月11日

吉田竹也(南山大学)

「現代バリ宗教事情ー祈りを中心にー」

関西地区

桃木至朗・清水政明

1999年4月から9月までの関西例会の日時・発表者・題目は以下の通りである。関西例会は99年4月例会をもって第250回を迎えるため記念例会を岡山大学にて執り行った。開催にあたっては岡山大学の渡辺佳成氏を始め多数の方々のご協力を賜わった。ここに記してお礼申し上げる次第である。5月以降の会場はいずれも大阪駅前第3ビル16階大阪市立大学文化交流センターで、時間は13:30から16:30まで、参加者数は平均30名程度である。尚、例年通り8月は夏休みのため開催していない。

4月24日

山内晋次(大阪大学)

「日本古代における漂流民と海域世界」

倉地克直(岡山大学)

「神力丸漂流史料についてー漂流体験とアジアー」

5月15日

河野佳春(弓削商船高等専門学校)

「アンボンの村落自治と民族東インド党ー1920年前後のハルク島プラウ村を中心
にー」

6月19日

白石隆(京都大学東南アジア研究センター)

「近代東南アジアの国際的契機」

7月17日

柳澤雅之(京都大学東南アジア研究センター)

「紅河デルタ村落の農業変容と合作社組織」

9月25日

飯島明子(天理大学)

「ラオス・サイニヤブーリー県のニュアン人の村から」

中国・四国地区

植村泰夫

1999年4月以降、10月までのSEAF研究会の日時・報告者・題目は以下の通りである。会場は6月(RCC文化センター)を除き、いずれも広島市の婦人教育センターであり、時間は原則的に14時から17時、終了後には懇親会を実施している。参加者はおよそ20名前後である。

99年5月1日

鍬塚賢太郎(広島大学大学院)

「日本企業のアジア展開とシンガポールにおける地域オフィスの役割」

5月29日

赤崎雄一(広島大学大学院)

「イスラム同盟地方支部活動における－考察－1918年クドゥス事件－」

6月26日

加藤剛(京都大学)

「ブンバングナンの社会史：インドネシアにおける＜開発＞概念の生成と展開」

7月31日

林謙一郎(島根大学)

「統一を可能にしたもの－南詔・大理国の国家形成」

10月2日

50回記念研究会「東南アジアにおける国民国家と国民統合の諸相」

渡辺佳成(岡山大学)

「ビルマの歴史教科書に見る国民統合」

河野佳春(弓削商船高等専門学校)

「1920年代前半のアンボン同盟について」

九州地区

田村慶子

九州地区は、大学数が少なく、東南アジア研究者も少ないことから定期的に例会は行っていない。以前からある「九州東南アジア研究会」(研究者のみならず日本語教師や市・県の職員、ジャーナリストも参加している)と合同で研究会を行っているが、99年4月から9月までの活動はない。

訃報

木村宗吉(99年9月9日逝去) 謹んでご冥福をお祈りいたします。

事務局からのお知らせ・お願い

- ・東南アジア史学会のホームページが開設されています。アドレスは、
<http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/jssah/> です。

・東南アジア史学会会員マーリングリスト(SEAML)に登録をご希望の方は
owner-sea@aa.tufs.ac.jp へご連絡ください。各地区の例会や研究会、奨学金
などの情報が配信されます。アドレスの変更があった場合にも、お早目に
owner-sea@aa.tufs.ac.jp 宛にご連絡ください。

・「研究助成基金」の運用とプレシンポ助成(一般会計)について

(1)これまで研究助成基金の運用は利子分を活用していましたが、昨今の低金利事情を踏まえて、当面は毎年度10万円を上限に、基金そのものを運用することにいたします。現在、「研究助成基金」は定職のない大学院生などの学会発表者に対して交通費等の補助を提供しています。また「研究助成基金」へのご協力は、これまで1口1万円を単位に募りましたが、本年度より1口の金額を定めずにお願いすることになりました。

<ご寄付の送付先(郵便振替)>

口座番号: 00110-4-20761 加入者名: 東南アジア史学会

(2)学会シンポジウムの充実をはかるために、プレシンポ助成を実施します。本年より一般会計から、当面は毎学会10万円を上限として、報告者・コメンター・司会者などの方々へ交通費等を支給いたします。(1998年度春季会員総会での承認済み事項)

1998年9月30日 事務局会計委員(高田洋子・菊池陽子)

研究助成基金の運用について:1999年度春季大会総会に於いて、大学院生(日本学術振興会特別研究員PD、DCを除く)または非常勤職の大会発表者に助成される交通費を実費相当額に変更することが提案され、承認されました。ただしその金額は、鉄道運賃および特急料金、もしくは航空運賃の最も合理的な経路で最低の料金とし、会計委員の査定を経て支給いたします。これに伴う基金の規約第2条の改正を次回の総会で提案します。(会計委員:高田洋子・菊池陽子)

・会報へのご寄稿のお願い

事務局では、『会報』の内容充実のため、資料・短報欄へのご寄稿をお待ちしています。①新資料に関する情報 ②探求資料の公開検索 ③内外での研究集会に関する情報や紹介(ただし、本学会の組織とは直接関係なく、かつ恒常に運営されている研究会の年次報告に類するものはご遠慮ください) ④特定分野にかかわる内外の新しい研究動向 ⑤短い研究ノート などをお待ちしています。

・字数: 2000字程度

・締切: 毎年3月末と9月末(それぞれ4月末、10月末発行の『会報』に掲載)

・宛先: 事務局

原稿は手書きでも結構ですが、できるだけワープロ、パソコンで作成されますようお願い

いたします。ワープロの場合、機種・型番を、パソコンの場合、ソフト・バージョン名を明記したフロッピーをプリントアウトに添えてください。フロッピーは、できればMS-DOSフォーマットで、ファイルはテキスト形式に変換したものをお願いします。

- ・住所変更などは、書面にてすみやかに事務局までお知らせください。とくに『会員名簿』の記載に変更・訂正がございましたら、事務局までご一報ください。
- ・「転居先不明」は、会誌『東南アジア歴史と文化』『会報』その他各種の送付に支障をきたします。ご面倒ながら、転居・転勤などの通知先に、本学会事務局も加えていただきますよう、お願い申し上げます。

東南アジア史学会会報 第71号
1999年10月 発行

発行者 東南アジア史学会（会長 池端雪浦）
住所 〒114-8580 東京都北区西ヶ原4丁目51-21
東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所内 根本敬
Tel 03-5974-3809（根本研究室）
Fax 03-5974-3838（A A 研事務室）
ホームページ <http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/jssah/>
郵便振替 00110-4-20761（東南アジア史学会）
銀行口座 東京三菱銀行 町田支店（普）1669649（東南アジア史学会）
